

決算審査意見書指摘事項に関する対応状況

【令和2年度 決算審査（令和3年度実施分）意見書関係分】

| 指摘事項 | 対応状況 | 課名 | 報告年月日 |
|--|--|-------|----------------|
| <p>契約内容の変更過程について</p> <p>市有財産の貸付物件の光熱水費については、本来、借受人側が支払うべきであるが、貸付け部分にメーターが設置されていないために使用量の把握ができない施設もある。そのような施設を貸し付ける場合、使用相当分の支払いを請求することがある。当初契約では使用相当分を支払うという契約を結んだ上で、貸し出された施設があったが、その後、契約書の記載は無くなり、請求もされていない事案が発見された。契約書に未記載となった理由を確認したが、当時の文書などにその理由が明記されていなかったため、明確な理由はわからなかった。契約書の内容を変更するなど重要な決定をする場合には、その理由を決裁文書などに記載して、後日、その変更過程が確認できるように書類等を残されたい。</p> | <p>当初契約に記載のあった借受人の水道料金及び下水道使用料の負担については、現行の契約において記載がなくなった経緯を当時の担当者に確認しましたが、明確な理由はわかりませんでした。</p> <p>現行の契約については、水道料金及び下水道使用料を令和3年10月1日から負担をしてもらうよう借受人と令和3年9月15日に変更契約を締結しました。</p> <p>また、今回の指摘を受けて過去の水道料金及び下水道使用料の徴収について調べたところ、平成26年度から平成28年度にかけて未徴収が4,446円あることが判明しましたので、借受人に請求し、令和3年9月30日に全額納付を受けました。</p> <p>以上については、令和3年9月27日に監査委員に報告したものです。</p> <p>なお、この問題の本質は契約変更となった背景や課程などが記録として残されておらず、組織としての意思決定の妥当性の確認や検証ができない点にあります。契約事務の説明会や研修などを通じ、全庁的な注意喚起を行います。</p> | 経営改善課 | 令和3年 10月29日 |
| <p>変更契約の内容について</p> <p>施設管理業務委託においては、多くの施設で新型コロナウイルス感染症拡大の影響により施設閉館や講座の中止に伴う変更契約が行われていた。その中に、施設管理とともに講座の実施が契約に盛り込まれていたが、令和2年度は実施できず、以後の感染状況が不透明なため、令和3年度以降はオンラインにより講座を実施できるよう、作成費用が積算されていた。さらに、所管課に聞き取りを行ったところ、令和3年度は対策を実施した上で対面での講座を開設するため、オンライン講座は開催しないとのことであった。開催されない講座準備費用を支払っており、今後、このような支出については厳に慎まされたい。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設管理受託者との委託契約に基づく環境学習等の講座の中止を協議した際、環境ボランティア等の継続育成の必要性から市と施設管理受託者の協議の上、今後の新たな環境学習のコンテンツの一つとしてオンライン講座のテキスト作成を、令和2年度中の活用が未定の中で、変更契約として締結いたしました。</p> <p>今後は、ご指摘のとおり、変更契約を締結する場合は、費用対効果を十分検討し、当該年度での効率的、また、効果的な予算の支出を実施してまいります。</p> <p>なお、令和2年度の委託事業にて作成したテキストにつきましては、令和3年度実施している講座の中で、講座受講者の希望に応じて、有効活用を図っております。</p> | 環境課 | 令和3年 11月2日 |

| | | | |
|---|--|--------------|-----------------------------|
| <p>各種協議会等の決算状況の確認について</p> <p>所管課において様々な協議会等に加盟し、負担金等を支出しているが、構成団体間で協議した結果、休会することとなり、負担金が精算された協議会があった。漫然と存続している協議会等がないように活動内容の確認を常に行われたい。また、これらの負担金等については公金であるため、決算等のチェックも所管課において確実に実施されたい。</p> | <p>平成 29 年度に負担金ガイドラインを策定し、負担金の検証と内容の見える化を行い、必要性や効果を確認しています。ご指摘の休会とした事例のほか、交付先の活動内容の見直しや負担金額の減額もこの取り組みの成果の一つとして表れています。</p> <p>当市の一存で全てをかえることはできませんが、課題等があれば問題提起などの働きかけを行い、負担金に見合った効果が得られるよう取り組みを継続していきます。</p> | <p>経営改善課</p> | <p>令和 3 年 10 月 29 日</p> |
| <p>光熱水費の管理について</p> <p>水道料金や電気料金などの光熱水費の管理は日頃からのチェックが重要である。今回の審査において、水道料金が突然、前回請求額の数倍になったり、電気料金が前年度に比べて 1.5 倍に増加したりした場合でも、原因の把握が十分でない施設があった。不要な支出を防ぐためにも、光熱水費などの急激な増減に注視し、発見した場合は、早急に対策を講じられたい。</p> | <p>光熱水費については、財務会計担当者が料金・使用量などを入力し毎月集計表に取りまとめているますが、使用量の変化は決算調書作成時のみの確認であったため、今後は、毎月の入力作業の後に前月との比較、前年同月との比較など担当者が確認した上で、管理職がチェックする体制を整え、変化が表れた段階で原因の追究に努めます。</p> <p>加えて、公衆トイレなどの施設管理について、異常が認められる場合は、清掃業務の受託者である犬山市アメニティ協会から連絡が入りますが、担当者との情報共有を密にして支障のある場合は現場確認、業者への修繕発注など迅速な現場管理に努めます。</p> | <p>観光課</p> | <p>令和 3 年 11 月 1 日</p> |
| | <p>土木管理課で管理する光熱水費については、市内街路灯、駅前施設、公園施設、水路ポンプ施設等膨大な施設管理の中で費用負担をしています。</p> <p>光熱水費の管理について、電気料金、水道料金の増加原因は、利用者の増加やポンプ施設等の稼働増加による場合があげられますが、急激な変化については、電気料金は漏電、水道料金は漏水によるものが主な原因と思われます。</p> <p>再発防止については、駅トイレ、公園トイレ等について、職員によるメーター確認を定期的実施、また、検針員による急激な使用量増加時の報告を受け、迅速な原因把握及び修繕対応に努めます。</p> <p>突発的な冬の凍結時による水道管の破裂についても、寒波による気温が氷点下 - 4 度以下時には職員による公園見回りを行うことで最小限に食い止めるように努めます。</p> | <p>土木管理課</p> | <p>令和 3 年 11 月 1 日</p> |

| | | | |
|--|---|--------------|-----------------------------|
| <p>補助金等の適正化について</p> <p>人件費補助に引き続き、今後は、事業費補助を精査していくこととなる。事業費補助とは、本来、各団体が実施している事業が市の方向性と一致している内容であり、その事業に対して補助するものである。再度、所管課においては、補助内容を含めて精査し、補助金・助成金については引き続き、見直しを行われたい。</p> <p>なお、昨年度の定期監査において、預貯金等の保有財産が多い、賃金・退職金の支給額が市職員より優遇されている団体への補助金等交付の必要性を明確にするよう指摘した。加えて、財産管理が備品台帳を作成するなどの方法により適正に処理されておらず、決算書の一部として財産目録が必要と思われるが、作成されていない団体へ補助金等が交付されていた。特に多額の補助金等を交付している団体に対しては、使途内容だけでなく、備品等を購入した場合は、台帳及び財産目録の作成など適切な管理方法についても指導されたい。</p> | <p>補助金等の適正化については、平成 29 年度に補助金ガイドラインを策定し、適正な支出となるよう取り組みを進めてきました。平成 30 年度末には人件費補助の考え方を追記するなど適時、見直しを図っています。</p> <p>ガイドラインを基準として、それぞれの担当課で個々の補助金の検証や、必要に応じた見直しを進めており、毎年の当初予算編成に合わせ、進捗状況を確認しています。</p> <p>市の方向性や社会のニーズなどは必ずしも不変ではなく、時間の経過により補助の意義が失われることがないように、取り組みを継続していきます。</p> | <p>経営改善課</p> | <p>令和 3 年 10 月 29 日</p> |
| <p>課税の公平性について</p> <p>市税は安定的な収入を確保するためには重要である。そのため、昨年度の決算審査において指摘した償却資産については、現地確認を行い、課税対象や関係機関からの情報を基に調査し、今後も計画的に確認をしていくとのことであったので、引き続き、課税漏れの無いよう、適正課税に努められたい。更には、工場や出先機関などに対する事業所に対する課税についても、今後も継続に調査を行われたい。</p> | <p><償却資産課税について> 当市に償却資産課税台帳がある者のうち、小牧税務署管内に住所を有する個人及び本店がある事業所（個人約 550 件、法人約 800 件）を対象に、課税台帳の内容と税務署に提出された確定申告関係資料との照合調査を 5 年計画で実施します。その結果、今年度は相違のあった 15 件について 10 月上旬にお尋ね文書を発送しました。</p> <p>また、アパートの外構、太陽光発電、雨水貯留浸透施設等の設置については毎年度申請時・届出時から把握して申告を促すようにするとともに、上記 5 年計画による税務署調査（5 年後に再スタート）を確実にを行うよう進めていきます。</p> <p><事業所課税について> 令和 3 年度は、令和元年度から活用している i タウンページに掲載された市内の事業所のうち、460 件を対象に書類等による事前調査を行い、要訪問と判断した事業所 20 件について、現在、訪問調査を進めています。また、特に店舗が集中している城下町地区の中で、詳細な調査が必要と判断した事業所についても訪問調査を行っていきます。その他にも、定期的に税務署から法人の設立届を収集し、当市の課税台帳との照合により判明した未申告法人に対して、申告の勧奨を行います。</p> <p>次年度以降も、i タウンページに掲載の事業所から毎年 500 件程度を調査対象として抽出し、継続的な調査を行います。併せて、市内主要道路沿いの事業所について、年度ごとに調査範囲を決めて継続的な調査に取り組んでいきます（令和 9 年度までの実施予定範囲を設定済み）。さらに、法人の設立届を基にした未申告法人の調査も順次進めていきます。</p> | <p>税務課</p> | <p>令和 3 年 10 月 29 日</p> |

| | | | |
|---|--|------------|------------------------|
| <p>専門部署における知識やノウハウの継承について</p> <p>市には、専門知識やノウハウが必要な部署がある。このような部署に所属する職員については、職員が蓄えた知識やノウハウをマニュアル化し、その部署の実践的な財産として継承できるようにすることが望ましい。</p> | <p>知識・経験の継承のために、マニュアル作成をはじめ、下記の取り組みを行っています。</p> <p>①事務フロー等の作成 市民サービス革命の一環として、事務手続きフローや制度説明書の作成を進め、ホームページや情報コーナーに掲載しており、その過程で業務内容の明確化・可視化を行っています。業務マニュアルについては、大半の業務で作成してあると認識していますが、制度改正等に対応するよう随時更新していきます。</p> <p>②引継ぎ書作成 異動にあたっては、後任者のために引継ぎ書の作成をしており、引継ぎは上司立会いの下実施し、引継ぎ書には上司及び異動職員の署名を行います。</p> <p>③同一職場の長期在籍 業務の複雑化、専門化に対応するため、従来より、特に専門職場の職員については人事異動のスパンを長めにし、事務運営に支障のない体制づくりに努めています。</p> <p>④情報共有 業務関係データは、庁内ネットワークの各課フォルダに格納しており、課内職員が情報共有できる仕組みとしています。</p> | <p>総務課</p> | <p>令和3年 10月28日</p> |
| <p>領収書の管理について</p> <p>参加費などを領収した際には、領収書を発行する。その領収書については、書き損じなどの場合には、書き損じたページを残して、新たに発行するのが原則である。ページが破られていた領収書があったが、不正のために破り捨てられたと疑われないよう、領収書で書き損じた際にも、破り捨てずに保管されたい。</p> | <p>犬山キャンペーン参加店舗に対しては参加費を徴収し領収書を発行していますが、先般、書き損じが生じた際、破棄してしまいました。</p> <p>事務取扱上の誤りですので、疑義が生じることのないよう、今後は履歴として残し、しっかりと保管するように徹底します。</p> | <p>観光課</p> | <p>令和3年 11月1日</p> |